

令和3年1月14日

利用者並びにご家族の皆様へ

社会福祉法人 向陵会
理事長 小野 哲

緊急事態宣言再発令時の対応について

本日、新型コロナウイルス拡大に対応するため、本日付けで改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が京都府においても再発令されました。

この宣言では、感染が拡大している3大都市圏を含めた11都府県を対象地域〔但し、東京・神奈川・埼玉・千葉は1月8日（金）再発令〕とし、

1月14日（木）から2月7日（日）までを期間としており、この対象区域では、不要不急の外出の自粛要請や大規模施設の使用制限の要請、飲食店の時短営業などが行われることとなっています。

当法人におきましては、福祉サービスが利用者の方々やそのご家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、十分な感染防止対策のもと、これまでと同様、必要なサービスが持続して提供できるよう、施設の開所に努めてまいります。

なお、当法人におきましては、昨年4月にお配りしました「新型コロナウイルスに関する事業の対応について」に基づき、今後も引き続き、同対応方針による対応を取らせていただくことにより、感染症対策に万全を期し、施設及び各事業所の運営に努めてまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上